

福井市建設工事 生産性向上・働き方改革指針

令和4年3月

福 井 市

目 次

第1章 目的	1
第2章 人口推移の状況、建設業に関する現状と課題	1
1 人口推移の状況	
2 建設業の現状と課題	
第3章 生産性向上・働き方改革に関する国の施策	3
1 国が示す今後の経済・社会の方向性	
2 建設分野における国の施策	
第4章 建設工事の生産性向上・働き方改革に係る基本的考え方	4
1 今後の基本的方向性	
2 指針の位置付け	
3 取組期間	
4 推進体制	
5 指針の見直し	
第5章 これまでの取組と課題	5
第6章 今後の取組	6
1 建設現場の生産性向上に関する施策	
2 建設業における働き方改革に関する施策	
3 施策を推進するために	
用語集 (※印を付した用語の説明)	8

第1章 目的

昨今の建設業に関する現状と課題を踏まえ、建設現場の生産性向上と建設業の働き方改革について、今後の基本的な指針及び必要となる施策を定め、本市職員が認識を共有して取り組むことによって、本市が発注する建設工事の品質確保を図ることを目的とする。

第2章 人口推移の状況、建設業に関する現状と課題

1 人口推移の状況

- 我が国では、総人口が2010年をピークに減少局面に転じており、生産年齢人口（15～64歳人口）は1995年をピークに減少に転じている。
- 本市については、人口は1995年の約27万3千人をピークに減少に転じており、2045年には2020年より約2万7千人（約1割）減少する見通しとなっている。
- また、本市の生産年齢人口についても、1995年の約18万4千人をピークに減少に転じており、2045年には2020年より約3万2千人（約2割）減少する見通しとなっている。

※実績値は国勢調査（～2015）、福井市人口統計（2020）、推計値は国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）による。

【課題】このような人口減少や生産年齢人口の減少により、経済規模が縮小するおそれがあり、経済活力の維持のため、国内産業全体での担い手確保やAI※、IoT※等の活用による生産性向上を図ることが課題となっている。

2 建設業の現状と課題

（1）建設業就業者

- 建設業就業者数は1997年の685万人をピークとして減少傾向にあり、2020年は492万人（ピーク時から約28%減）となっている。
- 年齢別では、2020年において、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%となっており、全産業平均（55歳以上が約31%、29歳以下が約17%）と比べると高齢化が早く進行している。

※実績値は労働力調査（総務省）、労働力調査を基に国土交通省で算出した数値による。

【課題】国内産業全体で将来的な生産年齢人口の減少が確実であり、担い手の確保、次世代への技術継承、若年層や女性の入職促進・定着が大きな課題となっている。

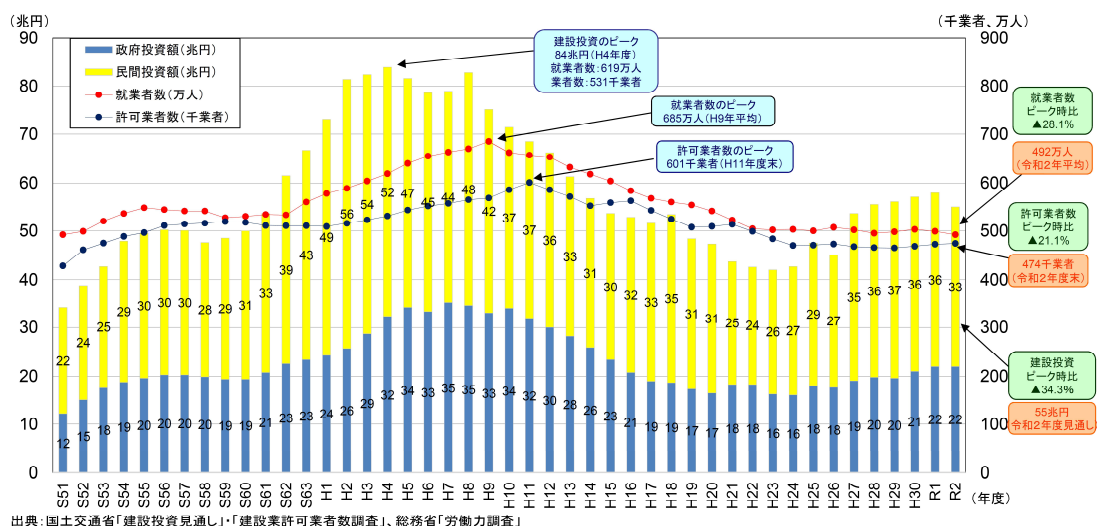


図1 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

(2) 建設業就業者の働き方

○賃金については、上昇傾向にあるものの、製造業より低い水準である。男性生産労働者については、2020 年において建設業は製造業よりも約 3%低い水準である（2007 年時点では約 1.5 割低く、2016 年時点では約 1 割低い水準）。同一企業規模（従業員数ベース）で比較した場合、大規模企業（1,000 以上）と小規模企業（10～99 人以上）では、建設業の方が製造業よりも賃金は高い水準にある。また、45～49 歳でピークを迎えており、体力のピークが賃金のピークとなっている側面がある。

※賃金は賃金構造基本統計調査（厚生労働省）による。

○総実労働時間（年間）については、他産業と比べて 300 時間以上（約 2 割）長く、10 年前と比べると、建設業でも減少しているものの、全産業での減少時間ほどの減少とはなっていない。他産業では一般的となっている週休 2 日についても、技術者については 2 割程度となっており、十分に確保できていない。

※労働時間は毎月勤労統計調査（厚生労働省）、休日の状況は 2020 時短アンケート（日建協）による。

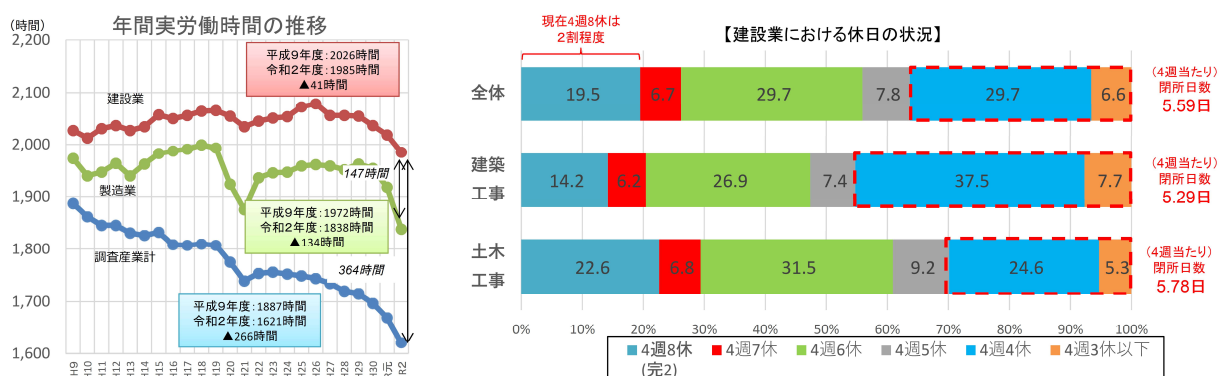


図2 建設業における年間実労働時間の推移・休暇取得の状況

【課題】建設業の魅力を高めて若年層や女性の入職を促進する観点から、令和6年4月から建設業においても時間外労働時間規制が適用されることも踏まえ、長時間労働の是正や週休2日に向けた環境整備を図ることが必要である。

(3) 建設産業の生産性

○付加価値労働生産性（付加価値÷（就業者数×労働時間数））で比較した場合、2019 年において建設業は 2,875 円／人・時だが、製造業では 4,123 円／人・時であり、建設産業は他産業と比べて相対的に低い水準にある（全産業では 4,952 円／人・時）。

※国土交通省が国民経済計算（内閣府）、労働力調査（総務省）、毎月勤労統計（厚生労働省）から算出したものによる。



図3 建設業における生産性の状況

【課題】ICTの一層の活用はもちろん、技能労働者の技能向上や人材・資機材の効率的な活用など、建設生産システム全体で、あらゆるフェーズにおける生産性向上を進めることが重要である。

※ この章の記述については、「建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」（平成 29 年 7 月 4 日建設産業政策会議）、その他国土交通省資料を参考とした。図 1～3 は、国土交通省資料から引用した。

第3章 生産性向上・働き方改革に関する国の施策

第2章で示した課題に対応するため、国は生産性向上と働き方改革に関する施策を展開している。

1 国が示す今後の経済・社会の方向性

(1) 生産性革命、Society5.0※の実現【平成27年6月～】

「日本再興戦略」改訂2015「未来への投資・生産性革命」（平成27年6月30日）において、持続的な経済成長のために、生産性革命が掲げられ、平成28年1月に第5期科学技術基本計画でSociety5.0が提唱された。

(2) 働き方改革の実行【平成29年3月～】

一億総活躍社会の実現による日本経済の再生に向けて、平成29年3月に働き方改革実行計画を策定し、平成30年7月に働き方改革関連法※（労働基準法等の改正）を公布して取組を進めている。

(3) デジタル・トランスフォーメーション(DX)※【令和2年12月～】

新型コロナウイルス感染拡大を機に、デジタル化の遅れに対して迅速に対応し、「新たな日常」の原動力として、制度や組織のあり方をデジタル化に合わせて変革していく取組を行っている。

2 建設分野における国の施策

国は、建設業における将来の担い手不足に対応した施策とともに、建設分野における課題解決やイノベーションを行うため、1で示した経済・社会の方向性と連動した施策展開を行っている。

(1) 担い手3法【平成26年6月～】

インフラの品質確保とその建設業における担い手の中長期的な育成・確保を実現するため、平成26年6月に担い手3法が制定され、さらに働き方改革や生産性向上への取組等の新たな課題に対応するため、令和元年6月に新・担い手3法※が制定された。

(2) 建設現場の生産性革命(i-Construction※)【平成28年4月～】

国土交通省が推進している、ICTの活用等により、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて抜本的に生産性を向上させる施策であり、2025年度までに建設現場の生産性2割向上を目指している。

(3) 建設業における働き方改革【平成30年3月～】

平成30年3月に、それまで行ってきた社会保険加入促進等の取組を一段と強化するため建設業働き方改革加速化プログラムを策定し、週休2日制の導入を後押しする等の施策を進めている。

(4) インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)【令和2年7月～】

インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用して、社会資本や公共サービスを変革するとともに、業務、プロセス、建設業等の文化・風土や働き方を変革する。

これらのほか、地域建設業の役割として、地域のインフラの整備・維持の担い手であるとともに、災害時には地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」であることが期待されている。

これらの施策を踏まえ、本市も公共工事の発注者として、国や福井県とともに取り組む必要がある。

第4章 建設工事の生産性向上・働き方改革に係る基本的考え方

1 今後の基本的方向性

建設業においては、従事者の高齢化が進み、若年者の入職者も少ないが、地域のために持続させることが必要であり、そのためには処遇改善や魅力向上、技術革新による生産性向上が必要である。

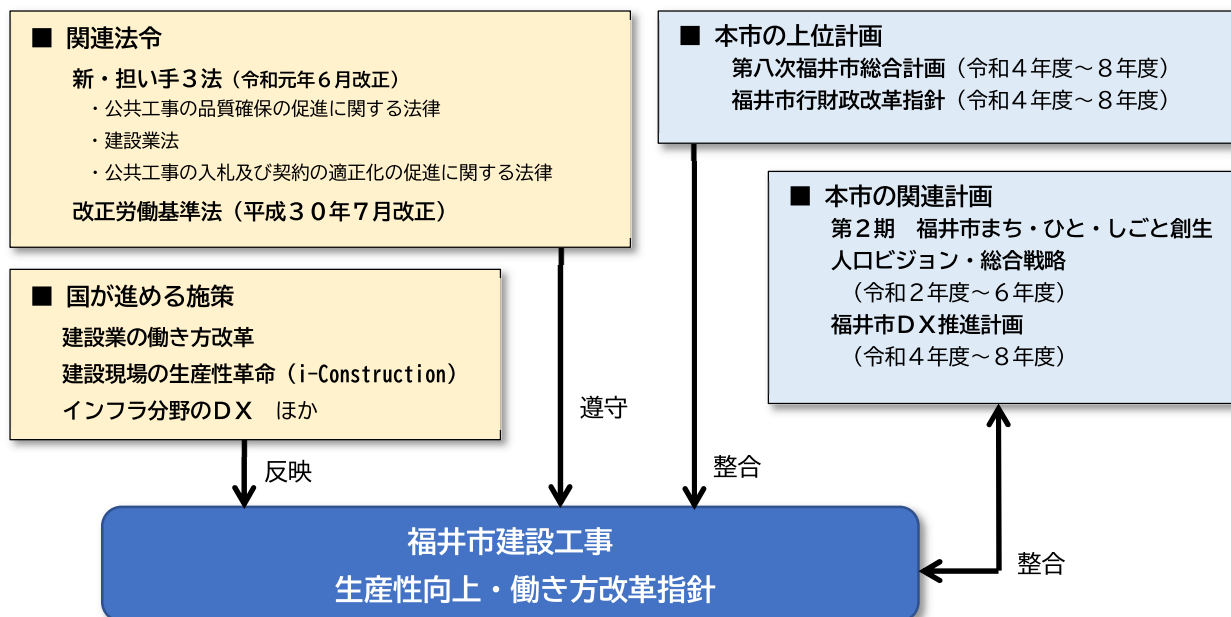
このことを踏まえ、公共工事の発注者として、今後の基本的方向性を以下のとおりとする。

《今後の基本的方向性》

建設業が地域の守り手であることを踏まえ、公共工事の発注者として、担い手の中長期的な育成・確保のため、建設業における働き方改革を進めるとともに、ICTの活用等により建設現場における生産性向上が図られるよう取り組む。

2 指針の位置付け

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に定められた「発注者の責務」を果たすため、また、改正労働基準法による時間外労働規制が令和6年4月から建設業にも適用されることを踏まえ、本市の上位計画や関連計画と整合を図りながら、本指針を定める。



3 取組期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とする。

4 推進体制

工事発注課等から構成される「福井市建設工事生産性向上委員会」（以下「委員会」という。）を中心として、指針に則った取組の実施を推進する。

5 指針の見直し

近年の社会経済情勢の激しい変化に対応するため、国等の新たな施策を注視しながら、委員会で検討の上、必要に応じて更新する。

第5章 これまでの取組と課題

これまで本市が行ってきた、建設現場の生産性向上、建設業における働き方改革に関連する施策に係る取組内容と課題は下表のとおりである。

番号	施 策	取組内容	課 題
1	建設現場でのICT活用	・平成 28 年度から、本市職員を対象として国土交通省講師等による研修や現場見学会を行っている。 ・近畿地方整備局と合同で、建設業者向けの講習会を開催した。 ・令和 2 年 10 月から、電子小黒板※の使用を可能とした。	・ICT活用工事※について、本市の発注工事での実績はないものの、生産性向上に効果があることを踏まえ、福井県等の取組を把握し、情報収集や導入の検討をする必要がある。
2	情報共有システム※の活用	・平成 29 年 1 月から試行を行い、令和 2 年 4 月から土木工事について本格利用を開始した（義務付けは設計金額 3 千万円以上の工事のみ）。	・適用工種、適用規模、適用書類の規模拡大を図る必要がある。 ・書類の電子化に対応して、電子検査※を推進する必要がある。
3	施工時期の平準化	・令和 2 年 4 月から余裕期間制度について試行している。 ・ゼロ市債、速やかな繰越、積算の前倒し、発注予定の公表にも取り組んでいる。	・本市の平準化率※は低く（令和 2 年度は件数ベースで 0.45）、国が「見える化」※の施策としてホームページで公表していることもあり、さらに取組を進める必要がある。
4	書類の簡素化	・平成 25 年 10 月から、書類の削減や簡略化、廃止、標準化を進めてきた。 ・平成 26 年 4 月に、紙と電子の二重納品排除をルール化した。 ・令和 3 年 4 月に、一部書類で押印廃止を行った。	・国や福井県の取組をみながらさらに推進する。 ・契約関係書類について、押印廃止や、デジタル手続への対応を検討する。
5	社会保険加入対策	・平成 25 年度から法定福利費を明示した見積書の活用を行っている。 ・平成 27 年 4 月から一次下請業者が未加入の場合の対策を行っている。	・引き続き適切な運用を図る。
6	適正な工期設定と週休 2 日工事の推進	・令和 2 年 4 月から、週休 2 日モデル工事を試行している。	・令和 6 年 4 月の時間外労働時間規制適用に向け、取組を推進する必要がある。
7	熱中症対策・新型コロナウイルス対策	・令和 2 年 4 月から熱中症対策を行った場合に経費補正を行っている。 ・新型コロナ対策を行った場合に設計変更対象としている。	・引き続き適切な運用を図る。
8	ウィークリースタンス※（業務環境改善）	・令和 3 年 4 月から業務委託において、受発注者でルールを決めて長時間労働の是正に取り組んでいる。	・引き続き適切な運用を図る。

【総括】 既に取り組を始めている施策において、今後の推進に課題があるものが多い（太枠で囲んだ取組）ことから、これらに、新たに検討や実施が必要となる取組を加えて今後の取組とする。

第6章 今後の取組

以下に掲げる施策について、国や福井県等の最新の施策を踏まえ、本市発注工事や本市における建設業の実態を考慮しながら取り組む。

1 建設現場の生産性向上に関する施策

(1) 建設生産の各プロセス（測量、設計、施工、維持管理）におけるICT化

- 1) 情報共有システムの適用拡大
- 2) 建設現場の遠隔臨場※その他Web会議※の活用
- 3) ICT活用工事の検討

(2) 施工時期の平準化に係る取組の推進

(3) 書類の簡素化・デジタル化の推進

(4) 技術者等の配置・活用の最適化

番号	施策	取組内容
(1)-1)	情報共有システムの適用拡大	○適用工種、適用規模、適用書類について利用拡大を検討する。 ○電子納品保管・維持管理システムの機器更新時に、オンライン電子納品※を検討する。 ○電子検査を推進する。
(1)-2)	建設現場の遠隔臨場 その他Web会議の活用	○工事の監督において、遠隔臨場の実施を検討する。 ○その他、工事・業務委託においてWeb会議システムを活用する。
(1)-3)	ICT活用工事の検討	○国や福井県等での小規模現場での実施状況等について情報収集し、実施を検討する。 ○簡易型ICT活用工事（一部のプロセスで選択して活用）やICTツールの活用についても検討する。 ○国の研修センターへの派遣等も含め、本市職員を対象とした研修等により啓発する。 ○建設業者に支援制度等の情報提供を行う。
(2)	施工時期の平準化に係る 取組の推進	○平準化率を上げるために、「さ・し・す・せ・そ」※の取組を推進する。 ○余裕期間制度については、アンケート結果等に基づき、本格実施に移行する。
(3)	書類の簡素化・デジタル化 の推進	○国や福井県等の取組を参考として、様式の廃止、標準化、簡略化等を推進する。 ○電子契約の実施に対応して、契約関係書類等についても押印廃止やデジタル化を検討する。
(4)	技術者等の配置の適正化	○デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした技術者に関する規制の適正化について、国の制度改正を踏まえて適切に対応する。

以上の事項に加え、建設現場の生産性向上のためには、工事中の手戻りや手待ちをなくすことも必要であり、発注者として施工条件の明示、ワンデーレスポンス※、適切な設計変更を行うものとする。

また、国の取組の浸透状況や、福井県の取組を参考として、本市が発注する工事の特性も考慮しながら、AIの活用やBIM/CIM※導入を検討し、インフラ分野のDXを進める。

2 建設業における働き方改革に関する施策

(1) 建設業従事者の処遇改善

- 1) 建設キャリアアップシステム（CCUS）※の活用
- 2) 建設業退職金共済制度の運用改善
- 3) 現場の環境改善の検討

(2) 長時間労働の是正や休日の拡大

- 1) 適正な工期設定と週休2日工事の推進
- 2) 施工時期の平準化（再掲）

(3) 仕事の効率化

- 1) 情報共有システムの適用拡大（再掲）
- 2) 建設現場の遠隔臨場その他Web会議の活用（再掲）
- 3) ICT活用工事の検討（再掲）
- 4) 施工時期の平準化に係る取組の推進（再掲）
- 5) 書類の簡素化・デジタル化の推進（再掲）

(4) 現場の安全性を高める

- 1) ICT活用工事の検討（再掲）

番 号	施 策	取組内容
(1)-1)	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用	○普及・活用に向け、先進事例を参考に、義務化モデル工事等の導入促進の検討や、庁内での周知啓発を行う。
(1)-2)	建設業退職金共済制度の運用改善	○建設キャリアアップシステム（CCUS）への移行に向け、電子申請方式の導入への対応や履行確認の強化を行う。
(1)-3)	現場の環境改善の検討	○快適トイレ等により現場の環境改善を検討する。 ○現場環境改善費の適切な活用を行う。
(2)-1	適正な工期設定と週休2日工事の推進	○令和6年4月の時間外労働時間規制適用に向け、進捗状況を踏まえながら取組を推進する。 ○現場閉所困難な現場に対応するため、交代制モデル工事の検討を行う。

※再掲の施策は除く。

3 施策を推進するために

- (1) 本指針は、基本的な方向性と基本的な施策を定めていることから、個別施策の実施においては、別途詳細な検討を行い、必要に応じて実施計画を策定する。
- (2) 建設現場や建設業の実態を把握しながら推進するため、必要に応じて建設業団体の実務担当者等と意見交換を行う。
- (3) 本市職員は、建設現場や建設業のあり方について、生産性向上や働き方改革の観点から意識改革に努める。また、新たな技術等に対応するため、研修等を通じた知識習得に努める。

【用語集（※印を付した用語の説明）】 ※p. は初出ページ。出典を明記していない事項は国土交通資料による。

p. 1) **AI（人工知能 Artificial Intelligence）：**

AI の定義は研究者によって異なる状況にあり、「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と一般的に説明される。（出典：平成 28 年版 情報通信白書（総務省））

p. 1) **IoT（モノのインターネット Internet of Things）：**

「様々な物がインターネットにつながることに」、「インターネットにつながる様々な物」を指している。

（出典：「総務省 ICT スキル総合習得プログラム」資料）

IoT のコンセプトは、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというものである。（出典：平成 27 年版 情報通信白書（総務省））

p. 3) **Society5.0：**

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

Society5.0 で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。（出典：内閣府ホームページ）

p. 3) **働き方改革関連法：**

平成 30 年 6 月 29 日に成立し、平成 30 年 7 月 6 日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の通称であり、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずるものである。

このうち、改正労働基準法において、罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることとなり、大企業では平成 31 年 4 月 1 日から、中小企業では令和 2 年 4 月 1 日から適用されている。建設業においては 5 年間猶予の後、令和 6 年 4 月から罰則付きの時間外労働の上限規制が適用される（ただし、猶予の後も、災害の復旧・復興の事業については適用を除く）。

p. 3) **デジタル・トランスフォーメーション(DX)：**

2004 年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された概念であり、「ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」と定義されている。

（出典：令和 3 年版 情報通信白書（総務省））

p. 3) **新・担い手 3 法（品確法と建設業・入契法の一体的改正）：**

平成 26 年 6 月に、公共工物品確法と建設業・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定したが「担い手 3 法」が公布された。

その後、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Construction の推進等による生産性の向上等の新たな課題に対応するため、令和元年 6 月に「新・担い手 3 法」が公布された。

p.3) **i-Construction :**

国土交通省が推進している施策であり、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて抜本的に生産性を向上させることを目的としている。

平成 28 年 4 月に i-Construction 委員会から報告書が提出され、平成 28 年 9 月 12 日の未来投資会議において、安倍総理から第 4 次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を 2025 年度までに 2 割向上を目指す方針が示された。

この目標に向け、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を 3 次元データでつなぐなど、新たな建設手法を導入している。

また、これらの取組によって従来の 3 K のイメージを払拭して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を新 3 K（給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる）の魅力ある現場に劇的に改善しようとしている。

p.5) **電子小黑板 :**

受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。（出典：H29.1.30 国土交通省通知 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について）

p.5) **ICT活用工事 :**

以下の全てのプロセスにおいて ICT を全面的に活用する工事である。① 3 次元起工測量、② 3 次元設計データ作成、③ ICT 建設機械による施工、④ 3 次元出来形管理等の施工管理、⑤ 3 次元データの納品。

最近では、一部プロセスで ICT 活用を選択可能とする簡易型 ICT 活用工事も導入されている。

p.5) **情報共有システム :**

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムのこと。（出典：令和 3 年 3 月 国土交通省 土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン）

国土交通省の直轄工事においては、平成 27 年度から原則として全ての土木工事で活用している。

p.5) **電子検査 :**

情報共有システムで処理した工事帳票やデジタルカメラで撮影した工事写真を紙に出力せずに、電子データを利用して検査を実施すること。

p.5) **平準化率 :**

国土交通省が定めた平準化の進捗状況を表す指標であり、定義は「4～6 月期の平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数」である。

p.5) **平準化の見える化 :**

国土交通省が、各地方公共団体における平準化の取組の積極的な推進を図るため、平準化の進捗・取組状況を毎年度ホームページで公表する取組である。取組の進んでいない地方公共団体に対しては個別に詳細な調査や要因等の聴取を実施するなど、平準化に向けて積極的な取組を推進している。

p.5) **ウィークリースタンス :**

測量、地質調査、建設コンサルタントは、サービス業であり、罰則付きの時間外労働の上限規制が、大企業では平成 31 年 4 月 1 日から、中小企業では令和 2 年 4 月 1 日から適用されており、長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が必要となっている。

このために、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、

スタンスを目標として定め（金曜日等、休日前日に新たな依頼をしない等）、計画的業務を履行することにより、業務の品質確保と一層の業務環境改善に努めることを目的とする取組である。

p. 6) **遠隔臨場：**

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声を Web 会議システム等を利用し、「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うもの。

（出典：令和 3 年 3 月 国土交通省 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案））

p. 6) **Web 会議：**

パソコンやスマートフォンを使い、遠隔拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行う会議のこと。

p. 6) **オンライン電子納品：**

情報共有システム上の電子成果品をインターネットを介して納品することを言い、オンライン電子納品システムは、オンライン電子納品機能を有する情報共有システムと電子納品・保管管理システムで構成される。

（出典：令和 3 年 11 月 国土交通省 オンライン電子納品実施要領）

国土交通省の直轄工事では、令和 4 年 12 月から本格運用を開始した。

p. 6) **平準化の促進に向けた「さ・し・す・せ・そ」の取組：**

国土交通省が、地方自治体における平準化の推進のために示した取組方法のこと。

（さ）債務負担行為の活用

（し）柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

（す）速やかな繰越手続

（せ）積算の前倒し

（そ）早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

p. 6) **ワンデーレスポンス：**

受注者（施工者）からの質問等に対して、迅速な回答を実施し受注者（施工者）の待ち時間を解消する取組であり、質問があった当日の回答を原則とし（遅くても翌日には回答する）、回答に時間を要する場合は、「回答予定日」を当日に回答する。（出典：令和 2 年 4 月 福井市 工事請負契約におけるガイドライン（総合版））

p. 6) **BIM/CIM (Building/ Construction Information Modeling, Management)：**

国土交通省が推進している施策であり、計画・調査・設計段階から 3 次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても、情報を充実させながらこれを活用し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産システムにおける受発注者双方の業務効率化・高度化を図るもの。

国土交通省では、小規模工事を除く全ての直轄事業で 2023 年度までの導入を目指している。

p. 7) **建設キャリアアップシステム（CCUS）：**

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みであり、若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの。

また、労務単価の引き上げや社会保険加入の徹底といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに加速させるものとされ、平成 31 年 4 月から本運用を開始している。

建設業退職金共済制度が、建設キャリアアップシステムに移行することになっている。

福井市建設工事 生産性向上・働き方改革指針

令和4年3月

編集・発行 福井市 工事・会計管理部 技術管理課
〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
TEL：0776-20-5172
FAX：0776-20-5767
E-mail：gijyutsu@city.fukui.lg.jp